

元 經 営 第 1573 号  
令和元年 10 月 29 日

日本税理士会連合会 会長 殿

農林水産省経営局保険課長

「農業経営収入保険に対応した収入の仕訳方法等の解説について」の  
普及等のお願いについて

本年1月から開始された農業経営収入保険（以下「収入保険」といいます。）は、農業者の青色申告決算書等から補償の対象となる収入（以下「対象収入」といいます。）を整理することが必要になります。

この整理を農業者や税理士の方々が円滑に進められるよう、本年5月から「農業簿記を利用した収入保険加入手続検討会」を開催し、別紙のとおり「農業経営収入保険に対応した仕訳方法等の解説について」（以下「仕訳方法等の解説」といいます。）を取りまとめました。

つきましては、「仕訳方法等の解説」を貴会を構成する税理士会及びその会員の皆様に広く周知いただくようお願いいたします。

なお、「仕訳方法等の解説」のうち特に以下について留意してください。

- 1 収入保険の保険金等は保険期間の翌年又は翌事業年度の確定申告後に支払われますが、当該確定申告前に保険金等の見積額を算出し、保険期間の収入として申告することになっております（保険金等の見積額の算出方法等については、本年12月を目途に、収入保険の実施主体である全国農業共済組合連合会から、収入保険の加入者に連絡する予定）。

【仕訳方法等の解説6（1）関係】

- 2 令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、農産物の販売金額について、保険期間の年の分は委託販売手数料等控除前の金額となり、保険期間開始前の過去の年の分の委託販売手数料等控除後の金額となるケースが考えられます。

このため、今後、必要に応じて、過去の年の分の農産物の販売金額等の補正を行うこととなります。【仕訳方法等の解説6（2）関係】

(参考 1)

令和元年 10 月 1 日

農林水産省経営局保険課

## 農業簿記を利用した収入保険加入手続検討会について

### 1 概要

収入保険については、農業者から、市販の農業簿記ソフトから加入申請書類（過去の農業収入金額申告書等）が作成できるようにして欲しいという声がある。

また、税理士からも、農業簿記から青色申告決算書を作成するに当たって、収入保険加入者分を扱う際の留意事項を整理したものを準備して欲しい等の声がある。

このような要望を踏まえ、収入保険の加入申請手続がより円滑に進められるよう、本年 5 月、次のメンバーで保険課に検討会を立ち上げ、農業簿記と収入保険の対象収入との関係を整理し、収入保険に対応した収入の仕訳方法の解説を取りまとめた。

### 2 メンバー

#### ○ 税理士

森 剛一 一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会 会長

栗山 賢陽 一般社団法人全国農業協同組合中央会営農・担い手支援課

#### ○ 団体

東田 和也 全国農業共済組合連合会システム課 課長補佐

高田 武 一般社団法人全国農業会議所農政・経営対策部 専門員

赤野間裕光 北つくば農業協同組合営農経済部営農企画課 専門業務従事者

#### ○ 農業者

並木 武始 個人（埼玉 水稻、野菜）

染谷 茂 法人 株式会社柏染谷農場代表（千葉 水稻、麦、大豆）

※ 事務局として保険課から、保険課長、農業経営収入保険室長ほかが出席

### 3 検討会の経過

検討会の経過については、別紙のとおり。

別紙

### 検討会の経過

- 第1回 5月20日（月）
  - ・ 事務局から、収入保険における農業収入金額の整理方法について説明。
  - ・ 仕訳ルールを検討する上での課題等について意見交換。
- 第2回 6月28日（金）
  - ・ 加入者の委員（個人・法人）と担当した農業共済組合職員の協力を得て、青色申告決算書及び会計帳簿等から過去の農業収入金額をどのように整理したのかの事例について報告していただき、意見交換。
- 第3回 7月12日（金）
  - ・ 税理士の委員の協力を得て、青色申告決算書の作成方法について説明していただき、意見交換。
  - ・ 農業簿記会計ソフト会社の協力を得て、会計ソフトにおける収入保険への対応・工夫について聴き取り。
  - ・ 農業協同組合の委員の協力を得て、農業協同組合の青色申告相談について紹介。
- 第4回 8月22日（木）
  - ・ 収入保険に対応した収入の仕訳方法の解説（仮称）の取りまとめ案について、意見交換。
- 第5回 9月11日（水）
  - ・ 収入保険に対応した収入の仕訳方法の解説について取りまとめ。

※ 仕訳方法の解説の取りまとめに当たって、税務申告の部分については国税庁に確認。

# 収入保険の概要

## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

## 対象収入

### 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

- ※ 補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。
- ※ 支払率は9～5割の中から選択できます。（令和2年1月からは積立方式の支払率は4～1割の中から選択できます。）
- ※ 令和2年1月からは補償の下限（基準収入の7～5割）が選択できます。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに 補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

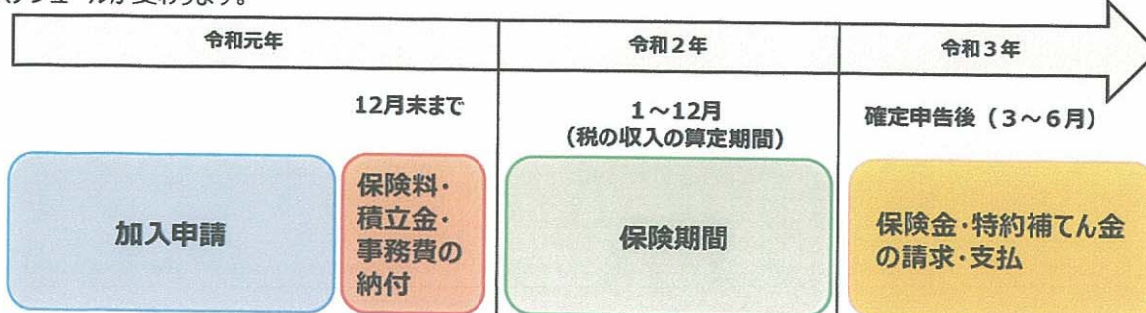
- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。なお、補償の下限が700万円（基準収入の7割）を選択した場合の保険料は、4.4万円（約4割安い）となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

## 加入・支払等のスケジュール

- ※ 保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

## お問い合わせ先

・最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会  
・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7147）

(2019.9)

## <収入保険の補てん方式>

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

